

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第6に第7部として次のように加える。

| 第7部 | | 追 | 補 | (6) |
|-----|------------------------|---|---|--------------|
| 内 | | 用 | 薬 | |
| 品 | 名 | 規 | | 格 単 位 |
| (り) | | | | |
| ㊦ | リスペリドン内用液0.5mg分包「マイラン」 | | | 0.1%0.5mL 1包 |
| ㊦ | リスペリドン内用液1mg分包「マイラン」 | | | 0.1% 1 mL 1包 |

㊦ リスペリドン内用液 2 mg 分包 「マイラン」

0.1% 2 mL 1 包

㊦ リスペリドン内用液 3 mg 分包 「マイラン」

0.1% 3 mL 1 包